

国際税務 QI/FATCA/CRS 関連情報

様式 1042 電子申告に関する最終規則の公表

2023 年 3 月 13 日

2023 年 2 月 23 日、米国財務省（The US Department of the Treasury）は連邦官報にて、多くの申告書に対する電子申告要件を改正する**最終規則**を公表した。その目的は米国内国歳入庁（Internal Revenue Services, 以下「IRS」）の手作業による申告書処理の軽減であり、これにより電子申告の量が大幅に増加すると予測される。改正に含まれるものは、新たに電子申告の対象となる申告書の公表や、支払人が書面により提出することのできる様式 1099、W-2、1042-S、及びその他の情報申告書の部数の引き下げ、すなわち 2024 年 1 月 1 日以降に提出される申告書について電子申告が必須となる基準値の引き下げである。本ニュースレターでは、QI 制度に基づく情報申告に関連した部分のみを抜粋して概要をご案内する。

1. 様式 1042

2021 年 7 月 23 日に公表された**財務省規則案**には、米国源泉所得を支払う米国外金融機関が提出する様式 1042「外国（法）人の米国源泉所得における年次源泉徴収税申告書」が電子申告の対象となる可能性が含まれていた。当該規則案に対しては 22 のパブリックコメントが寄せられ、また 2021 年 9 月にはパブリックヒアリングが設けられた。パブリックコメントの多くは、電子申告に必要なシステムを整備するための十分な時間を確保したいなどの理由で、電子申告の適用開始を規則公表後に提出される申告書からではなく、少なくとも一暦年後とする要望であった。財務省及び IRS はこの要望を受け入れる形で規則を最終化したことから、電子申告の適用開始は 2024 年 1 月 1 日以降に提出される様式 1042 となる。

様式 1042 において電子申告が義務付けられる提出者は以下の通りである。

- 1) いかなる種類の申告書であれ（様式 1099、W-2 など）当該暦年中に 10 部以上の提出を義務付けられる事業体
- 2) 100 名超のパートナーを有するパートナーシップ、及び
- 3) 金融機関

個人、信託、及び遺産信託は、この様式 1042 の電子申告要件からは除外される。QI である日本の金融機関は上記 3 の要件に該当するため、電子申告免除の申請をしない限り、原則電子申告の対象となる。

今後電子申告をするうえで懸念される点として、現在は紙ベースで提出している様式 1042 の欄 67 にて他の源泉徴収義務者に源泉徴収された金額を税額控除する場合、他の源泉徴収義務者より発行される様式 1042-S を証跡として紙ベースで添付している点である。パブリックコメントでは、2024 年以降様式 1042 を電子申告する場合にも引き続き紙ベースでの証跡提出やそもそも証跡の提出を不要とする要望が出されたが、最終規則ではこれらの要望を却下し、様式 1042 が電子申告となる 2024 年以降も税額控除の証跡の提出を求めている。現在 IRS は電子的に添付する又は提出することを可能とするシステムを開発中であり、2024 年以降の様式 1042 における電子申告の提出までには始動予定としている。

最後に、修正申告書は、元の申告書と同じ方法で提出することを義務付けられる点に留意しなければならない。様式 1042 を一度電子申告で提出したのち、様々な理由で修正を要するケースが多くあるが、修正申告も元の申告書と同様に電子申告が必須となる。

2. 様式 1042-S

2014 年 1 月 1 以降、様式 1042-S は電子申告が求められているが、電子申告が必須となる要件は、250 部以上の様式 1042-S を提出しなければならない個人や事業体（法人、パートナーシップ、個人、信託又は遺産信託を含む）、又は金融機関のいずれかに該当する場合である。今回公表された最終規則により、2024 年 1 月 1 日以降、電子申告が必須となる基準値の現在の 250 部から 10 部へ引き下げられたが、QI である日本の金融機関に影響はなく、電子申告免除の申請をしない限り、原則引き続き電子申告を行うこととなる。

おわりに

2023 年 3 月現在多くの QI が様式 1042 及び 1042-S の報告期限にむけて申告準備をすすめている最中であるが、来年から様式 1042 の電子申告が原則必須となることを考慮すると、例年以上に作業が複雑化する可能性がある。早めの準備をととのえて契約先 QI の電子申告をサポートしていく所存である。

デロイト トーマツ税理士法人では、各種様式及び関連法令等の参考和訳を作成し、多数の金融機関にサービスを提供している。

今回、ニュースレターでご案内した内容のほか、制度内容・法令等でもご不明な点等があれば、ご相談いただきたい。

Any tax advice included in this written or electronic communication was not intended or written to be used, and it cannot be used by the taxpayer, for the purpose of avoiding any penalties that may be imposed by any governmental taxing authority or agency.

過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

www.deloitte.com/jp/tax/ni/us

お問い合わせ

米国税務及び QI/FATCA、OECD CRS に関するお問い合わせは、下記の担当者までご連絡ください。

デロイトトーマツ税理士法人 東京事務所 US デスク		
パートナー	前田 幸作	kosaku.maeda@tohatsu.co.jp
シニアマネジャー	秋葉 奈緒子	naoko.akiba@tohatsu.co.jp
マネジャー	榎本 純子	junko1.enomoto@tohatsu.co.jp
マネジャー	渡邊 美穂子	mihoko.watanabe@tohatsu.co.jp
マネジャー	高島 憲一	kenichi.takashima@tohatsu.co.jp
所在地	〒100-8362 東京都千代田区丸の内三丁目 2 番 3 号 丸の内二重橋ビルディング	
Tel	03-6213-3800 (代)	
Email	tax.cs@tohatsu.co.jp	
会社概要	www.deloitte.com/jp/tax	
税務サービス	www.deloitte.com/jp/tax-services	

デロイトトーマツグループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイトトーマツ合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、デロイトトーマツ コンサルティング合同会社、デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイトトーマツ税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイトトーマツコーポレートソリューション合同会社を含む）の総称です。デロイトトーマツグループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 30 都市に約 1 万 7 千名の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイトトーマツグループ Web サイト (www.deloitte.com/jp) をご覧ください。

Deloitte (デロイト) とは、デロイトトウシュトーマツリミテッド ("DTTL")、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人 (総称して"デロイトネットワーク") のひとつまたは複数を含みます。DTTL (または"Deloitte Global") ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける 100 を超える都市 (オークランド、ハンコック、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む) にてサービスを提供しています。

Deloitte (デロイト) は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、リスクアドバイザー、税務、法務などに関連する最先端のサービスを、Fortune Global 500® の約 9 割の企業や多数のプライベート (非公開) 企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促し、より豊かな経済、公正な社会、持続可能な世界の実現に向けて自ら率先して取り組むことを通じて、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来 175 年余りの歴史を有し、150 を超える国・地域にわたって活動を展開しています。"Making an impact that matters"をパーパス (存在理由) として標榜するデロイトの約 415,000 名の人材の活動の詳細については、(www.deloitte.com) をご覧ください。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited



IS 669126 / ISO 27001



BCMS 764479 / ISO 22301